19市経市第31号の 8
平成22年 3月 3日

異議申立人　名古屋市民オンブズマン
代表　倉橋　克実　　様

名古屋市長　河　村　た　か　し

異議申立てに対する決定書の謄本について（送付）

平成19年 8月16日付けで提起された異議申立てについて決定しましたので、行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）第48条において準用する同法第42条第 2項の規定により決定書の謄本を送付します。

（市民経済局地域振興部市政情報課審査係　TEL972-3153）

決　　定　　書

異議申立人
名古屋市中区丸の内三丁目 6番41号
Ｌｉｖビル 6階
名古屋市民オンブズマン
代 表 倉 橋 克 実 様

上記の異議申立人から平成19年 8月16日付けで提起された名古屋市長の行った非公開決定に対する異議申立てについて、次のとおり決定します。

主　　文

1　本件異議申立ての対象となる平成19年 7月 9日付けで通知した行政文書一部公開決定のうち、公正入札確保主幹会議（平成19年 5月 7日開催）に係る文書のうち常時監視各局提供データ（月初）における地域要件の項及び公正入札確保主幹会議（平成19年 5月16日開催）に係る文書のうち平成19年度工事の入札状況（平成19年 3・ 4月開札分）における地域要件の欄を非公開とした決定を取り消し、これを公開します。

2　本件異議申立てのその他の部分は、これを棄却します。

理　　由

第 1　異議申立ての対象となる処分

1　異議申立人（以下「申立人」といいます。）は、平成19年 6月29日、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」といいます。）に基づき、名古屋市長（以下「処分庁」といいます。）に対し、公正入札確保主幹会議の平成19年 4月分入札に関する監視内容のわかるもの、議事録及び監視結果並びに平成19年 6月12日開催の公正入札確保会議の平成19年 4月分入札に関する会合の議事録及び配布資料の公開請求を行いました。

2　処分庁は、同年 7月 9日、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」といいます。）を行い、その旨を申立人に通知しました。

(1) 特定した行政文書

ア　公正入札確保主幹会議（平成19年 5月 7日開催）に係る文書

(ｱ) 会議次第

(ｲ) 常時監視各局提供データ（月初）（以下「本件行政文書①」といいます。）

イ　公正入札確保主幹会議（平成19年 5月16日開催）に係る文書

(ｱ) 会議次第

(ｲ) 平成19年度　工事の入札状況（平成19年 3・ 4月開札分）（以下「本件行政文書②」といいます。）

ウ　公正入札確保会議（平成19年 6月12日開催）に係る文書

(ｱ) 会議次第

(ｲ) 資料 1　常時監視方法について

(ｳ) 参考

(ｴ) 資料 2　全件分析（平成19年 4月分）

(ｵ) 資料 3　詳細分析（平成19年 4月分）（以下「本件行政文書③」といいます。）

(ｶ) 会議議事録（以下「本件行政文書④」といいます。）

(2) 非公開事由

ア　条例第 7条第 1項第 5号アに該当

本件行政文書①、本件行政文書②、本件行政文書③及び本件行政文書④に記載されている、詳細分析の絞込みに関する観点・手法（以下「観点・手法」といいます。）等が公となることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、常時監視の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ　条例第 7条第 1項第 4号に該当

(ｱ) 本件行政文書③及び本件行政文書④に記載されている詳細分析の対象が公となることにより、特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。

(ｲ) 本件行政文書④を公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

3　申立人は、同年 8月16日、本件処分を不服として、処分庁に対して異議申

立てを行いました。

第 2　異議申立ての趣旨及び理由

1　異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものです。

2　異議申立ての理由

申立人は、おおむね次のとおり主張していると認められます。

(1) 本件行政文書①について

仮に非公開部分に観点・手法に関連する情報が含まれているとしても、条例第 7条第 1項第 5号にいう「おそれ」とは、法的保護に値する蓋然性が要求されます。また、条例第 1条の目的規定や条例第 3条の規定からみても、「おそれ」についてこのような解釈をすべきことは明白です。このように考えると、本件行政文書①の非公開部分を公開しても、処分庁が指摘するような支障が生じるとは到底評価できません。

(2) 本件行政文書②について

非公開部分の体裁等からみて、ここに観点・手法に関する情報が含まれているとは思われません。

また、仮に、非公開部分に観点・手法が記載されているからといって、これを公開することで、処分庁が指摘する種々の支障が発生する蓋然性があるとは到底評価できません。

(3) 本件行政文書③について

観点・手法に関する情報が含まれていたとしても、もともと、詳細分析の結果は、対象となった事業者にとっては、過去の行為の分析ですから、「正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」などあり得ません。また、当該情報は談合を指摘した過程を示した分析結果ではなく、談合を指摘できなかった、あるいは談合と認定しなかった本分析結果が明らかになったからといって、談合を実施しようとする企業に談合を隠ぺいするための手がかりを提供することにはなりません。さらに、談合の有無に関する判断基準を公表しても談合を誘発することはないことは、社会通念化されており、処分庁が懸念する不利益が生じる可能性は皆無です。したがって、条例第 7条第 1項第 5号には該当しません。

本件行政文書③は、項目欄には業種までしか記載されておらず、分析結

果が明らかになったからといって、直ちに特定の業者が分析対象になるといえるか自体、不明です。したがって、特定のものに不利益を及ぼすおそれがあるという理由自体失当です。仮に詳細分析の対象に特定の企業名が含まれていたとしても、詳細分析によって談合が明らかになったものではない以上、当該企業に不利益を及ぼすおそれが認定されるものではありません。また、仮に特定企業の談合への関与が疑われたとしても、かかる疑惑は落札率が80パーセントを超える入札が行われている場合には社会通念上不可避的であって、これをもって当該企業の不利益とは言えません。したがって、条例第 7条第 1項第 4号にも該当しません。

(4) 本件行政文書④について

本件行政文書④は、談合がなかったことの発言要旨を記載したものにすぎず、これが公開されたからといって、「正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、常時監視の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じるとは言えないし、談合を指摘する情報そのものの条例 7条第 1項第 5号該当性は否定されるべきです。

仮に特定のものが記載されていたとしても、談合がなかったことを導く過程のものであって、これが公開されたからといって特定のものに不利益を生じさせる蓋然性は皆無です。さらに、非公開部分は議事録ではなく、発言の要旨にすぎないから、議事録の公開に関する規定である同項第 4号を用いることは誤りです。また、発言内容として予想される事項は将来の政策を決定するようなものはなく、入札という過去の事実の分析を中心とするものですから、外部からの圧力により「意思決定の中立性」が損なわれるという性質のものではありません。したがって、同号該当性もありません。

第 3　処分庁の判断

1　処分庁は、本件異議申立ての決定に当たり条例第18条第 2項の規定に基づき、平成19年 9月 3日、名古屋市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問したところ、審査会から平成22年 1月 5日、本件処分のうち、公正入札確保主幹会議（平成19年 5月 7日開催）に係る文書のうち常時監視各局提供データにおける地域要件の項及び公正入札確保主幹会議（平成19年5月16日開催）に係る文書のうち平成19年度工事の入札状況（平成19年 3・4月開札分）における地域要件の欄を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきですが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である旨の答申

を得ました。なお、審査会は、処分庁に対し、本件処分の理由等を弁明した弁明意見書の提出を求め、また、申立人に対しては、当該弁明意見書に対する反論等を記した反論意見書の提出を求めるとともに、申立人から文書により、口頭で意見を述べる意思のないことを確認したことが認められます。

2　申立人は、本件行政文書①及び本件行政文書②のうち観点・手法に関する部分、本件行政文書③のうち詳細分析の対象及び分析結果一覧の内容に関する部分並びに本件行政文書④のうち発言内容に関する部分は条例第 7条第 1項第 5号に、また、本件行政文書③及び本件行政文書④のうち詳細分析の対象に関する部分並びに本件行政文書④のうち発言内容に関する部分は同項第 4号に該当せず、公開すべきであると主張していますので、これについて判断します。

(1) 条例第 7条第 1項第 5号該当性

ア　本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものです。

イ　まず、本件行政文書①及び本件行政文書②のうち観点・手法に関する部分が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断します。

(ｱ) 観点・手法は、継続的に行われる公正入札確保のための監視における視点の一つであり、本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかです。

(ｲ) 観点・手法は、常時監視によりデータを蓄積、分析するとともに、談合の有無に関して、何らかの傾向性、法則性を発見するため、細分化、詳細化することが予定されています。

入札監視を開始した平成19年 4月時点での観点・手法は、単一の視点からのものであり、未だ細分化、詳細化されておらず、それ自体で談合の有無に関する傾向性、法則性が発見されたものではないため、観点・手法の内容によって個別に公開の可否を検討し、判断します。

(ｳ) 平成19年 4月時点での観点・手法は、地域要件とされていました。地域要件は、入札参加業者である企業の本支店所在地による分類であり、談合が談合業者間の話合いによってなされるとすれば、業者の地域的な組合せが観点・手法の一つになることは、容易に推測されると

ころです。したがって、地域要件は、観点・手法として特殊なものではなく、ノウハウのような秘匿性があるとは言えません。

(ｴ) 入札監視の観点・手法を明らかにすると、談合業者の隠ぺい行為、回避行動を誘発するおそれがあるとしても、地域要件のみで談合の有無に関して確定的な法則性が発見されているわけではないことから、これを公開したとしても、継続して行われる監視業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められません。

(ｵ) したがって、本件行政文書①及び本件行政文書②のうち地域要件に関する部分は、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められません。

ウ 次に、本件行政文書③のうち詳細分析の対象及び分析結果一覧の内容に関する部分並びに本件行政文書④のうち発言内容に関する部分が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断します。

(ｱ) 詳細分析の対象及び分析結果一覧の内容に関する部分並びに発言内容に関する部分は、公正入札確保のための監視過程における情報であり、本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかです。

(ｲ) 観点・手法である地域要件を公開するとしても、観点・手法に基づいてなされた具体的な分析結果や委員の発言内容を公開すると、単なる観点・手法以上の具体的な情報が明らかになり、今後も継続して行われる監視業務に支障が生ずるおそれがあると認められます。ただし、観点・手法に基づいてなされたものではない発言内容については、監視業務に支障が生ずるとは認められません。

(ｳ) したがって、本件行政文書③のうち詳細分析の対象及び分析結果一覧の内容に関する部分並びに本件行政文書④のうち観点・手法に基づいてなされた発言内容に関する部分は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められますが、本件行政文書④のうち観点・手法に基づいてなされたのもではない発言内容については、同号に該当するとは認められません。

(2) 条例第 7条第 1項第 4号該当性

上記（1)で判断したとおり、条例第 7条第 1項第 5号に該当するものについては重ねて判断する必要がありませんので、本件行政文書④のうち発言内容に関する部分が同項第 4号に該当するか否かを判断します。

ア　条例 7条第 1項第 4号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものです。

イ　本件行政文書④のうちの発言内容は、公正入札確保会議において検討された対象の情報であり、行政における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかです。

ウ　当該発言内容は、調査を継続して行うという監視業務の性質上、会議時点までに収集したデータの分析に基づいた中間的な認識であり、暫定的な見解、推測等を含むものです。また、調査が継続して行われることから、新たなデータの出現又は新たな観点・手法による組合せや抽出により、傾向性や法則性に関して、従前のデータの見方や評価が変わることは、十分あり得ることです。したがって、当該発言内容を公開すると、暫定的、可変的な内容であるにもかかわらず、談合の有無という情報の注目度の高さと相まって、あたかも、確定した事実あるいは結論と誤解されるおそれがあり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められます。

エ　したがって、本件行政文書④のうち発言内容に関する部分は、条例第 7条第 1項第 4号に該当すると認められます。

3　以上のことから、行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）第47条第 3項の規定により、主文のとおり決定します。

平成22年 3月 3日

名古屋市長　　河　村　た　か　し

この異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます。

上記は謄本である。

平成22年3月3日

名古屋市長　　河村たかし